

平成30年4月適用の制度改正・報酬改定について

- I 平成30年度からの制度改正について P 2 ~
- II 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について P 29 ~

(平成30年10月 愛媛県・松山市 集団指導資料)

1

H30報酬改定

その他の障害福祉サービス等報酬改定等

福祉専門職員の対象職種の見直し

- 精神障がい者へのより高度で専門的な支援を行うため、以下の加算の有資格者の対象職種に「公認心理師」を追加

【対象となる加算】

- ① 福祉専門職員等連携加算 (居宅介護)
 - ② 福祉専門職員配置等加算 (I) (II) (日中活動系 入所系サービス)
- ※ ②について、就労移行支援のみ、作業療法士を配置する就労移行支援事業所の一般就労への移行実績や職場定着実績が高いことから「作業療法士」も追加

(重度障害者等包括支援) 要件の見直し

- 重度障害者等包括支援のサービス提供者数が全国的に少ないことから、要件の緩和及び報酬・加算の見直しを行う。

【見直し内容】

- 基本報酬・加算の見直し
 - サービス提供者の要件の緩和
 - 重度障害者等包括支援サービス利用計画の作成に係る見直し
- ※ 詳細は、平成30年3月30日付「厚生労働省事務連絡」平成30年4月以降の重度障害者等包括支援の取扱いについて」を参照。

福祉・介護職員処遇改善加算の見直し

- 福祉・介護職員処遇改善加算 (IV) (V) は、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、一定の経過措置期間を設けたうえで廃止する。

【経過措置期間】 別に厚生労働大臣が定める日までの間

※今後決定

なお、消費税引上げのタイミングで、さらに上位の区分の創設を検討中。

(施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設) 強度行動障害支援者養成研修受講者による支援計画に基づく支援を行う加算の経過措置の延長

- 平成27年報酬改定において、強度行動障害支援者養成研修受講者の配置要件のかわりに研修受講計画の作成で足りるものとする加算の経過措置について、研修受講状況を踏まえ、経過措置期間を平成30年3月31日から平成31年3月31日に延長する。

【対象サービス】

- ① 施設入所支援・・・重度障害者支援加算 (II)
- ② 共同生活援助・・・重度障害者支援加算
- ③ 福祉型障害児入所施設・・・強度行動障害児特別支援加算

※ ①、③は、平成27年報酬改定前(従来の加算を算定していた場合のみ)経過措置

公立減算の取扱い

- 施設等の設置者である自治体から補助金や指定管理料等の公費が別途投入されていること等に鑑み、引き続き維持する。

AEDの設置や、救命講習等の受講奨励

- サービス提供者により事故発生した場合の対応として、自動体外式除細動器 (AED) の設置や、救命講習等の受講が望ましい旨を、指定基準の解釈通知に追加。

重要事項説明書へ第三者評価の実施状況の記載義務化

- 利用者の適切なサービス選択に資することから、サービスの質の向上のため任意に受審する福祉サービス第三者評価について、「実施の有無」、「実施した直近の年月日」、「実施した評価機関の名称」、「評価結果の開示状況」を重要事項説明書に記載し、説明するものとし、指定基準の解釈通知に追加。